

第14回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和6年7月25日(木) 午後1時30分 開会

開催場所 佐川町役場2階大会議室

出席 農業委員 出席 8名 欠席 1名
× 1番 藤原 健祐 ○ 2番 田村 和弘
○ 3番 森田 有紀 ○ 4番 氏原 延
○ 5番 田村 公史 ○ 6番 澤村 重隆
○ 7番 横畠 悦子 ○ 8番 藤田 省三
○ 9番 北添 正男

農地利用最適化推進委員 出席 13名 欠席 0名
○田村 幸生 ○味元 健清 ○田村 営幸
○森 正彦 ○永田 和道 ○邑田 昌平
○中村 修 ○岡村 建介 ○山口 修二
○伊藤 洋章 ○田村 泰富 ○岩佐 誠志
○北添 秀紀

事務局 事務局長： 藤本 雅徳
係長： 前田 紗歩 会計年度任用職員： 大原 彰子

日程 第1 開 会
第2 議事録署名委員選任
第3 報 告
第4 議 事
第1号議案 農地法第3条の許可の取り消し願に関する件
第2号議案 農地法第3条に関する件
第3号議案 非農地証明願に関する件
第4号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件
第5 その他
第6 閉 会

会長・・・・・・・・定刻となりましたので、これより第14回農業委員会定例総会を開催します。本日は1番藤原健祐委員から欠席の連絡が入っています。定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第2. 議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、2番田村和弘委員と、3番森田有紀委員を指名します。

つづきまして、日程第3. 報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

藤本局長・・・・・・・・ それでは、日程第3. 報告事項につきまして、報告します。

報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、1～2日に農業委員会サポートシステム操作研修会が高知城ホールにおいて開催され、事務局から私、藤本と前田係長、大原さんが出席しました。こちらに関しましては、農水省が推奨する全国の農業委員会が使用できる統一の農家台帳システムとなり、そのシステムに関する基本的な操作方法や、今後、地域計画に関する目標地図の素案作成等について研修を受けました。

12日には、令和6年度一筆調査説明会及びタブレット操作研修会が役場において開催し、農業委員8名、推進委員10名、事務局3名が出席しました。こちらに関しましては、今年度の一筆調査に関する変更点ややり方に関する説明を行い、その後、タブレット端末を使用して現地確認アプリの操作説明を行いました。

17日には、農業委員会高岡郡協議会 前期協議会が土佐市複合文化施設つな一でにおいて開催され、会長と、事務局から私、藤本と前田係長が出席しました。こちらに関しましては、令和5年度の事業報告及び収支決算や、令和6年度の事業計画案及び収支予算案の全ての議案が原案どおり可決されました。

18日には、第4回佐川町農業関係機関連絡会議が高吾農業改良普及所において開催され、事務局から前田係長が出席しました。こちらに関しましては、関係機関の予定などについて話し合いました。

25日が、本日の総会となっています。

また、今後の予定としましては、29日に、高吾農業改良普及所において、地域計画に関する県との打合せが開催され、事務局から私、藤本と前田係長が出席する予定です。

つづきまして、報告事項2. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書11件について報告します。なお、届出事由は全て相続となっています。

34番が、相続人が[]さん。

土地の所在が、[]番 外6筆。

地目が田が1筆と畑が6筆で、合計面積が[] m^2 。

届出日は、令和6年6月20日です。

35番が、相続人が[]さん。

土地の所在が、[]番 外9筆。

地目が田が7筆と畑が3筆で、合計面積が[] m^2 。

届出日は、令和6年6月24日です。

36番が、相続人が[]さんで、持分1/2の相続となっています。

土地の所在が、[]番 外3筆。

地目が田と畑が2筆ずつで、合計面積が1,641 m^2 。

届出日は、令和6年6月24日です。

37番が、相続人が[]さんで、持分1/2の相続となっています。

土地の所在や届出日は、36番と同じです。

38番が、相続人が[]さん。

土地の所在が、[]番 外9筆。

地目が田が4筆と畑が6筆で、合計面積が[] m^2 。

届出日は、令和6年6月27日です。

39番が、相続人が[]さん。

土地の所在が、[]番 外1筆。

地目が畑で、合計面積が[] m^2 。

届出日は、令和6年6月27日です。

40番が、相続人が[]さん。

土地の所在が、[]番。

地目が田で、面積が[] m^2 。

届出日は、令和6年7月1日です。

4 1 番が、相続人が[]さん。

土地の所在が、[]番 外 2 筆。

地目が畑で、合計面積が[]㎡。

届出日は、令和 6 年 7 月 3 日です。

4 2 番が、相続人が[]さん。

土地の所在が、[]番 外 1 筆。

地目が田で、合計面積が[]㎡。

届出日は、令和 6 年 7 月 3 日です。

4 3 番が、相続人が[]さん。

土地の所在が、[]番。

地目が田で、面積が[]㎡。

届出日は、令和 6 年 7 月 3 日です。

4 4 番が、相続人が[]さん。

土地の所在が、[]番 外 1 1 筆。

地目が田が 5 筆と畑が 7 筆で、合計面積が[]㎡。

届出日は、令和 6 年 7 月 1 0 日です。

以上で報告を終わります。

会長・・・・・・・・ 事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がないようなので、これで報告を終わります。

つづきまして、第 1 号議案農地法第 3 条の許可の取り消し願に関する件を議案とします。それでは、事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・ それでは、第 1 号議案農地法第 3 条の許可の取り消し願に関する件 1 件について説明します。

譲渡人が[]さん。譲受人が[]さん。

土地の所在が、[]番 外 2 筆。地目が田で、合計面積が[]㎡。

受付日は 6 月 1 8 日で、取り消し理由は譲受人の変更によります。

説明は以上です。

会長・・・・・・・・・・ 事務局からの説明が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第1号議案については申請のとおり決定しました。 つづきまして、第2号議案農地法第3条に関する件を議題とします。事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・・・ それでは、第2号議案農地法第3条に関する件1件について説明します。

譲渡人が■■■■■さん。譲受人が■■■■■さん。

土地の所在が、■■■■■番 外1筆。地目は田で、合計面積が■■■■■㎡。

申請の内容は、売買による所有権移転で、価格は反当たり59万円。

■■■■■さんが代理人となっています。

以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第2号議案について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第2号議案については申請のとおり決定しました。

つづきまして、第3号議案非農地証明願に関する件を議題とします。事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・・・ それでは、第3号議案非農地証明願2件について説明します。

8番は、申請人が■■■■■さん。

土地の所在が、■■■■■番 ■。

地目が畑で、面積が■■■■■㎡。

利用状況は、昭和53年に4条転用をしているとのことです。

行政書士の■■■■■さんが代理人となっています。

9番は、申請人が■■■■■さん。

土地の所在が、■■■■■番。

地目が田で、面積が■■■■■㎡。

利用状況は、昭和51年頃から建物が建っているとのことです。

行政書士の■■■■さんが代理人となっています。

説明は以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

藤本局長・・・・・・・・・・ 確認委員である藤原委員に代わり、報告書を代読させていただきます。

8番は、申請地は■■■■集落で、■■■■の西隣にあります。現在は一部を家庭菜園として使用していますが、残りは雑種地となっています。判断理由としては、昭和53年に4条転用許可をとっていること、周辺を宅地に囲まれていること、現地の利用状況などから、現況地目は雑種地と判断しました。佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第6条第7号に該当するため、非農地証明をしても問題ありません。

引き続きまして、9番について代読します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■から北へ約20mの所にあります。現在は宅地となっています。判断理由としては、昭和51年頃には建物が存在し、現在も建物が建っていることから、現況地目は宅地と判断しました。佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第6条第5号に該当するため、非農地証明をしても問題ありません。

報告は以上です。

会長・・・・・・・・・・ 確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第3号議案について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第3号議案は申請のとおり決定しました。

つづきまして、第4号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・・・ それでは、第4号議案 佐川町農用地利用集積計画（7月分）2件につきまして説明します。

13番が、貸し手が■■■■さん。借り手が■■■■さん。

土地の所在が、■■■■番。現況地目は畑で、面積が■■■■㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付予定はトウモロコシ。

設定期間が令和6年8月1日から令和16年7月31日までの10年間です。

14番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。

土地の所在が、[]番 外6筆。現況地目は田が5筆と畑が2筆で、合計面積が[]㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付予定は水稻。

設定期間が令和6年8月1日から令和16年7月31日までの10年間です。

説明は以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第4号議案につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成全員。よって、第4号議案につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

その他に移ります。事務局の説明を求めます。

藤本局長・・・・・・・・・・ その他について、2点ほどお伝えいたします。

まず1点目として、全国農業新聞の購読についてです。冒頭の報告事項の中で報告しました高岡郡協議会の中で、農業会議より全国農業新聞の購読についての話がありました。佐川町では、平成27年度・28年度は購読率が約88%ありましたが、そこから委員の改選があるたびに購読率が低下し、現在は議案書に記載しているとおり、約32%まで落ち込んでいます。以前は委員さんにはほぼ購読してもらうよう、改選後の最初の組織会の際に話をして、そのまま購読申込をしてもらっていましたが、現在はそこまで皆さんにお勧めできていない状況です。全国農業新聞は、全国農業会議所が発行する新聞で、全国各地の農業委員会の取り組みが掲載されています。発行については、毎週金曜日で、月額700円、年間購読料が8,400円となります。皆さんの活動内容を充実させるためにも、この機会に全国農業新聞を購読していただきますようお願いします。

2点目は、先進地視察研修についてです。黒岩観光に旅行日程案を作成してもらって、事務局内で検討した結果、行き先については1日目が山口県萩市で研修し、2日目は香川県まんのう町で研修して帰ってくるコースとなりました。黒岩観光や研修先への申込の関係上、早めに研修の日を決めなければならないので、今日できれば日を絞り込みたいと思いますが、皆さんのご都合はいかがでしょうか？

会長・・・・・・・・・・ その他、特にないようなので、これで第１４回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。

次の定例総会は、８月２６日 月曜日 午後１時半から、佐川町役場２階大会議室で行いますのでご注意ください。